

認定こども園・保育園・幼稚園の入園手続きの流れ

幼稚園等を利用希望の場合

1号認定

1
園児を募集している幼稚園等に直接利用申し込み

2
申し込みをした幼稚園等から入園の内定を受ける

3
幼稚園等を通じて利用のための支給認定申請書を豊橋市へ提出する

4
幼稚園等を通じて豊橋市から支給認定証の交付を受ける

利用契約

保育園等を利用希望の場合

2号・3号認定

1
保育園等を通じて豊橋市へ支給認定申請書と入園申込書を提出する

2
豊橋市において保育の必要性を確認する

3
希望する保育園等の利用調整を行う(定員超過などの場合のみ)

4
保育園等を通じて豊橋市から支給認定証、保育所入所承諾書の交付を受ける

※認定こども園を利用希望の場合、1号認定の場合は幼稚園の利用手続きの流れ(青枠)、2・3号認定の場合は、保育園の利用手続きの流れ(赤枠)が基本となります。

※新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。園と利用者との直接契約となります。

契約と保育料の支払先

施設	契約先	保育料の決定者	保育料の支払先
認定こども園	施設と直接契約	豊橋市	施設へ直接支払う
保育園	豊橋市と契約	豊橋市	豊橋市へ支払う
幼稚園	施設と直接契約	豊橋市 ※新制度に移行しない幼稚園は各幼稚園で設定	施設へ直接支払う